

七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の概要

子育て支援課

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及びアナログ規制の見直しに係る母体保護法施行規則の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

- (1) 七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）において、まず児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、同条例中で引用されている「厚生労働大臣」が定める指針を「内閣総理大臣」が定める指針へ（第15条及び第44条関係）、「同省令」を「同令」に（第37条関係）改めます。
- (2) 認定こども園法第3条第11項が第10項に繰り上がり、第6条第2項中の読替規定を追加する改正が行われたことを受けて、第3条第11項の引用を改め（第15条関係）、第36条第3項中に読替規定を追加する（第36条関係）改正を行います。
- (3) 同条例を定める際の参酌基準となっている母体保護法施行規則について、アナログ規制の見直しによる一部改正が行われたことに伴い、書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととし（第23条関係）、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できるもの」について技術的中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記憶媒体をいう。）」に改める（第5条関係）改正を行います。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

七飯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>第6条～第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園 (認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体 (電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u> をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第6条～第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園 (認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第16条～第22条(略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならぬ。</u></p> <p>第24条～第35条(略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育</p>	<p>第16条～第22条(略)</p> <p>(揭示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</p> <p>第24条～第35条(略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第2項第3号に掲げる額」とあるのは「法第27条第2項第3号に掲げる額」とあるのは「法第</p>

改 正 前	改 正 後
<p>育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。))」とする。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同法第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第38条～第43条 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第45条～第52条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p>	<p>28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。))」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。))」とする。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同法第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第38条～第43条 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第45条～第50条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p>